

平成18年12月13日

EU 完成車輸入に係る関税率の変更及び廃止 ISO 規格について

1. EU 完成車輸入に係る関税率の変更

バイクヨーロッパ紙 11 月号及び同紙ウェブサイトで既報であるが、世界貿易機構 (WTO) と欧州連合 (EU) の合意により下記の関税率が 15% から 14% に引き下げられることとなり 6 月 8 日の EU 官報に公示された。翌 6 月 9 日から新関税率が適用される。

新関税率の対象 : CN コード 87120030 一般自転車 (ボールベアリング付き)

関税率 : 14%

適用開始 : 2006 年 6 月 9 日

根拠規定 : EU 委員会 (EC) No. 0838/2006

新関税率の対象は、上記の関税コードにより輸入される自転車で、それ以外の関税コードで輸入される自転車は従前の関税率が適用される。

2. 廃止 ISO 規格

ISO 7636-(1984) Bells for bicycles and mopeds Technical specifications (自転車及びモペット用ベル 技術的明細) が、2005 年 10 月 24 日に廃止されている。

当該 ISO 規格は、新しく制定された自転車 EN 規格の中で引用規格として採用されており、我が国の JIS D 9451-(2001) 「自転車ベル」の対応国際規格となっている。通常こうした規格の見直し及び廃止については、専門の技術委員会によって審議され加盟各国の投票によって決定されるが、当該規格の担当技術委員会が自転車でなく自動車であったため廃止されたと考えられる。

以 上

(国際業務部)